

東みよし町小規模契約受注希望者登録制度要綱

平成29年2月1日

告示第5号

改正 令和3年3月4日

告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、東みよし町が発注する建設工事、修繕、建設資材及び物品の納入、役務の提供等の契約のうち、小規模で内容が安易な契約(以下「小規模契約」という。)について、町内業者の受注機会を拡大することによって、町内経済の活性化を図るため、契約を希望する者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、小規模契約とは、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が次のものをいう。

- (1) 建設工事(修繕を含む) 130万円以下
- (2) 役務の提供(修繕を含む) 50万円以下
- (3) 建設資材及び物品の納入 80万円以下

(登録できる者)

第3条 登録できる者とは、東みよし町内に主たる事業所又は住所を有する者(適法の範囲内で、希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。)とする。

(登録できない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 希望業種を履行するために必要な資格及び免許を有していない者
- (3) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (4) 公共事業の発注の相手方として不適当と認められる者

(登録の必要のない者)

第5条 東みよし町の入札参加資格者名簿に登載されている者は、この要領に基づく登録は要しないものとする。

(登録の申請)

第6条 小規模工事等の受注を希望する者は、次に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 東みよし町小規模契約受注希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 町税の未納の額のないことの証明書
- (3) 東みよし町暴力団等排除措置要綱に関する誓約書(様式第2号)
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(登録者名簿の登載)

第7条 第6条の申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、遅滞なく登録者名簿に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 第7条の規定により登録した者の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 本登録の有効期間は、申請した年の6月1日から翌々年の5月31日までの2年間とし、2年ごとに新たに登録する。
- (2) 随時登録の有効期間は、随時登録申請し、登録者名簿へ登載した日から本登録の有効期間の終了日までとする。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録者名簿に登載されている者が第4条の要件に該当したとき、又は契約事項に関して不正若しくは不誠実な行為があったときは、登録を取り消すことができる。

(契約保証金)

第10条 町長は、東みよし町公共事業標準請負契約約款に関する規則(平成28年東みよし町規則第28号)第4条の規定による契約保証金を納付させないことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この告示は令和3年4月1日から施行し、施行日以降に行う本登録から適用する。

様式 略